

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年10月11日

分任支出負担行為担当官

帯広防衛支局長 土門 栄文

1 業務概要

(1) 業務の名称 根室(4)東基地局舎整備土木工事監理業務

(2) 業務内容 本業務は、以下の建設工事に伴う工事監理業務を行うものである。

1. 航空自衛隊根室分屯基地

・局舎新設に伴う付帯土木工事(舗装・雨水排水・環境整備)

・既設建物解体に伴う付帯土木構造物(給水・汚水排水・雨水排水・舗装)撤去工事

・正門撤去・新設に伴う付帯土木工事(舗装・雨水排水・環境整備)

2. 本業務の履行期間中において、予定している技術者の延べ人・日等は以下のとおり。

管理技術者 : 巡回 13人・日

担当技術者 : 巡回 56人・日

(冬季における工事不能期間として令和4年12月~令和5年3月及び令和5年12月~令和6年3月を除く。)

(3) 履行期限 令和6年8月31日まで

(4) 本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)が1,000万円を超える業務の場合は、契約の 내용에 適合した履行確保を厳格に評価するために、「履行確実性」の審査を追加し、その結果を評価に反映させる試行業務とする。

(5) 本業務は、競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出と同時に入札書を提出する、同時提出型の試行対象業務である。

(6) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

(7) その他

ア 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、発注者に対して届出のうえ紙入札方式(電子入札システムを使用しない入札手続きをいう。以下同じ。)に代えることができる。届出の方法は、入札説明書による。

イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に対して届出のうえ紙契約方式に代えることができる。届出の方法は、入札説明書による。

電子契約システムの詳細については、以下のホームページより入手可能である。

電子契約システムホームページ <https://www.gecs.mlit.go.jp/>

ウ 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「コンサルタント土木」に係る「A」又は「B」の格付を受け、帯広防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、帯広防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成24年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した国内における業務の実績を有すること。
 - ・同種業務：建物付帯土木工事監理業務を履行した実績
 - ・類似業務：土木工事監理業務又は土木工事監督支援業務を履行した実績なお、業務成績の評定点が65点未満のものを除く（業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなす）。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当しないこと（基準に該当する者の全てが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。
- (7) 帯広防衛支局が発注した業務のうち、令和2年度及び令和3年度に完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 次の要件をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(エ)に示す条件をすべて満たす者であること。

(ア) 次の資格のいずれかを有すること。

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門）

2. 一級土木施工管理技士
 3. 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者
 4. (社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
 5. RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の建設部門に限る)
- (イ) 平成24年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した業務のうち、次に示す同種又は類似業務における経験を有すること。
- ・同種業務：建物付帯土木工事監理業務を履行した実績
 - ・類似業務：土木工事監理業務又は土木工事監督支援業務を履行した実績
- なお、業務成績の評定点が65点未満のものを除く(業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって65点以上の業務とみなす)。
- (ウ) 令和4年10月11日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が5億円未満かつ10件未満であること。
- ただし、令和4年10月11日現在の手持ち業務に帯広防衛支局と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。
- 手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。
- また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額(共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。)のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。
- (エ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。
- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

- ア 企業の実績及び能力
- イ 配置予定管理技術者の経験及び能力
- ウ その他

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格評価点」と「技術評価点」の合計を評価値（以下「評価値」という。）として付与する。

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりである。

価格評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格評価点：60点×（1－入札価格/予定価格）

ウ 技術評価点の算出方法

次に示す評価項目ごとに評価を行い、技術評価点を付与する。

(ア) 企業の実績及び能力

(イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(ウ) その他

技術評価点の満点は60点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからウをもって入札し、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内であるもののうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒080-0016 北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎

帯広防衛支局 総務課 契約係又は契約審査係

TEL 0155-22-1175

FAX 0155-23-8482

メールアドレス ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和4年10月11日から令和4年12月5日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後5時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 11形式)

図面類 : PDF ()

数量表等 : Excel (2013形式)

申請書類 : Word (2013形式) 又は一太郎 (Ver 1.0.12形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(記入・押印済みのもの)、データを保存するために必要な、CD-RW (未使用に限る。)及び着払いのラベル (宅配業者の場合) 又は切手 (日本郵便の場合) を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年10月25日正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。

紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送 (書留郵便に限る。) 若しくは託送 (書留郵便と同等のものに限る。) (以下「郵送等」という。) 又は電子メールにより提出する。

(4) 技術資料及び入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年11月16日正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術資料の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に郵送等又は電子メールにより提出する。なお、入札書及び工事費内訳明細書については、電子メールによる提出を認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月2日午後1時30分

イ 場所 帯広防衛支局 入札室

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除。

(3) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行帯広代理店 (北洋銀行帯広中央支店))。ただし、利付国債の提供 (取扱官庁 帯広防衛支局) 又は金融機関若しくは

保証事業会社の保証（取扱官庁 帯広防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。

(6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報入手のための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)及び(4)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 本業務は、落札者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成する基準又は予決令第85条の規定に基づいて作成する基準に準じて算出した価格を下回る場合は、第三者による履行確認を義務付ける試行対象業務である。

(12) 予定価格が1,000万円を超える業務の場合、技術提案の履行を含め、契約内容に適合した履行が可能か否かを審査するため、調査基準価格未満で入札したすべての者について、開札後速やかに履行確実性に関するヒアリングを行うものとする。

(13) 詳細は入札説明書による。